

○山口県資金積立基金条例

昭和60年3月26日

山口県条例第3号

山口県資金積立基金条例をここに公布する。

山口県資金積立基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、特定の目的のために資金を積み立てるための基金(以下「基金」という。)の設置並びに管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(平3条例13・一部改正)

(設置)

第2条 別表の上欄に掲げる基金を、それぞれ同表の中欄に掲げる目的のため設置する。

(積立て)

第3条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

3 山口県財政調整基金に属する現金は、相当な利率により、公共団体又は公共的団体に貸し付けることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。ただし、次の各号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して当該各号に定める経費の財源に充てることができる。

一 山口県産業廃棄物適正処理基金 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に要する経費

二 山口県発電用施設周辺地域振興基金 発電用施設の周辺地域(発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第2条に規定する発電用施設の設置がその区域内において行われている市町の区域及びこれに隣接する市町の区域をいう。以下同じ。)の住民が通常通勤することができる地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置に要する経費

三 山口県中山間ふるさと保全対策基金 農地及び土地改良施設の機能を適正に発揮させるための地域的な共同活動を支援し、中山間地域における農村の活性化を図るための措置に要する経費

(平2条例15・平3条例6・平5条例8・平7条例13・平10条例10・平11条例34・平12条例21・平12条例54・平13条例50・平14条例21・平14条例63・平15条例18・平16条例19・平17条例52・平17条例59・平22条例15・平21条例17(平22条例15)・平23条例7・一部改正)

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金(山口県発電用施設周辺地域振興基金を除く。)に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 知事は、山口県発電用施設周辺地域振興基金に属する現金を預け入れた金融機関又は農水産業協同組合に係る保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。)が発生したときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、山口県発電用施設周辺地域振興基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平2条例15・平5条例8・平11条例34・平12条例21・平12条例54・平13条例50・平14条例21・平14条例63・平15条例18・平17条例27・平17条例59・平19条例20・一部改正)

(処分)

第7条 基金は、別表の上欄に掲げる基金の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金のうち国から交付を受けた交付金又は補助金を原資とするものについては、同項に規定する場合のほか、当該交付金又は補助金を国に返還するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるときは、これを処分することができる。

(平25条例41・一部改正)

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(土地改良基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 土地改良基金条例(昭和34年山口県条例第10号)

二 練習船基金条例(昭和39年山口県条例第61号)

三 社会福祉事業振興基金条例(昭和39年山口県条例第82号)

四 山口県県庁舎建築基金条例(昭和46年山口県条例第2号)

五 山口県財政調整基金条例(昭和49年山口県条例第45号)

六 山口県減債基金条例(昭和54年山口県条例第19号)

七 山口県発電用施設周辺地域振興基金条例(昭和57年山口県条例第10号)

(土地改良基金条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の条例の規定により設置されている土地改良基金、練習船基金、社会福祉事業振興基金、山口県県庁舎建設基金、山口県財政調整基金、山口県減債基金又は山口県発電用施設周辺地域振興基金は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例の規定による基金となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年3月30日から施行する。ただし、別表山口県県庁舎建設基金の項を削る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則(平成2年条例第15号)

この条例は、平成2年3月30日から施行する。

附 則(平成3年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の山口県資金積立基金条例の規定により設置されている社会福祉事業振興基金は、この条例の施行の日において、改正後の山口県資金積立基金条例の規定による山口県地域福祉基金となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成3年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第8号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第13号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第21号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第19号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第27号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第52号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成17年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表山口県国民健康保険広域化等支援基金の項の前に次のように加える改正規定
公布の日

二 別表山口県地域活性化・生活対策基金の項を削る改正規定 平成22年4月1日
(山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例(平成21年山口県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中山口県資金積立基金条例第五条の改正規定を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則(平成22年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年3月31日から施行する。ただし、別表山口県中山間地域等直接支払基金の項及び山口県離島地域漁業等再生支援基金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の山口県資金積立基金条例の規定により設置されている山口県地域環境保全基金(平成21年度に国から交付を受けた地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資とする部分に限る。)は、この条例の施行の日において、改正後の山口県資金積立基金条例の規定による山口県地球温暖化対策等推進基金となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成23年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

附 則(平成25年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表山口県ふるさと雇用再生特別基金の項を削る改正規定 平成25年3月29日

二 別表山口県大規模事業基金の項の次に次のように加える改正規定(やまぐち未来創造基金の項に係る部分に限る。)及び同表山口県地球温暖化対策等推進基金の項の次に次のように加える改正規定 平成25年4月1日

附 則(平成25年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)

この条例は、平成26年3月31日から施行する。ただし、別表中山口県県民活動促進基金の項を削り、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第7条関係)

(平2条例14・平2条例15・平3条例6・平5条例8・平7条例13・平10条例10・平11条例34・平12条例21・平12条例54・平13条例50・平14条例21・平14条例63・平15条例18・平16条例19・平17条例27・平17条例59・平19条例20・平21条例17・平21条例41・平22条例15・平22条例38・平23条例7・平23条例21・平24条例16・平25条例13・平25条例34・平25例41・平26条例13・一部改正)

基金の名称	設置の目的	処分することができる場合
山口県財政調整基金	県財政の年度間における財源の調整を行い、	次の各号のいずれかに該当する場合 財源が著しく不足する場合において当該不

	財政の健全な運営に資すること。	足額をうめるための財源に充てるとき。 長期にわたる財源の育成のためにする財源の取得等のための経費の財源に充てるとき。
山口県減債基金	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営に資すること。	次の各号のいずれかに該当する場合 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、県債の償還の財源に充てるとき。 県債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度における県債の償還の財源に充てるとき。 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。 県債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。
山口県大規模事業基金	県勢の発展の基盤となる大規模事業の円滑な推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
やまぐち未来創造基金	県政の基盤づくりを進め、やまぐちの未来を創造するための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県地域経済活性化・雇用創出臨時特例基金	建設事業の円滑かつ計画的な実施を推進し、地域経済の活性化及び雇用の機会の創出を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
やまぐち地域活性化促進特別基金	中山間地域等の活性化を促進するための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
やまぐち産業戦略基金	産業の活性化のための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県地域医療再生臨時特例基金	地域医療に係る課題を解決するための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。

山口県医療施設耐震化臨時特例基金	災害拠点病院等の耐震改修の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県地域自殺対策緊急強化基金	地域における自殺対策の強化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	地域において必要な介護施設、地域介護拠点等の整備等の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県介護職員処遇改善等臨時特例基金	介護保険制度の円滑な運営及び介護職員の更なる処遇の改善を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県安心子ども基金	県民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	社会福祉施設等の耐震改修等の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県消費者行政活性化基金	消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者行政の活性化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県再生可能エネルギー等導入推進基金	防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりの推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県産業廃棄物適正処理基金	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。

山口県海岸漂着物地域対策推進基金	海岸漂着物等の回収、処理及び発生の抑制のための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県発電用施設周辺地域振興基金	発電用施設の周辺地域の住民が通常通勤することができる地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金	一時的な雇用及び就業の機会の創出を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県農業構造改革支援基金	農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県中山間ふるさと保全対策基金	農地及び土地改良施設の機能を適正に発揮させるための地域的な共同活動を支援し、中山間地域における農村の活性化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県森林整備地域活動支援基金	地域における森林の施策の実施に不可欠な活動を支援し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県森林整備加速化・林業再生基金	間伐等の森林整備の促進並びに間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業等の地域産業の振興を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県高等学校授業料減免	経済的理由により修学が困難な高等学校等の	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てると

事業等臨時特 例基金	生徒又は東日本大震災 (平成二十三年三月十一 日に発生した東北地方 太平洋沖地震及びこれ に伴う原子力発電所の 事故による災害をい う。)により就学が困難 となつた幼児、児童若 しくは生徒に対する教 育の機会の確保を図る こと。	き。
---------------	--	----